株主各位

千葉県柏市十余二 380 番地 **岡本硝子株式会社** 代表取締役社長 岡本 毅

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたします ので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月26日(金曜日)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成27年6月27日(土曜日)午前10時
- 場 所 千葉県柏市柏の葉 5 4 6
 東葛テクノプラザ1階多目的ホール
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第69期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第69期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の 継続の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くだ さるようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様に おかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 柏駅から会場までの往復には、当社専用バスをご用意いたしますので、 ご利用ください。なお、当社専用バスの帰路におきましては、本社・ガラ ス事業所及び成膜事業所に立ち寄り、建物等をご覧いただく予定です。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.ogc-jp.com/)に掲載させていただきます。

(添付書類)

第69期事業報告

(自 平成26年4月1日) 至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、米国では、失業率が低下し、消費及び設備投資が増加していることにより、景気が回復を続け、ヨーロッパ地域では、英国、ドイツで景気回復が続くなど、景気の持ち直しが見られ、中国では、消費が堅調に増加しているが、設備投資の伸びに陰りがあり、景気の拡大テンポは緩やかになっております。日本経済は、消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動で需要が減少し、その後は、雇用・所得環境が改善傾向にあることから消費が底堅い動きとなり、輸出に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかに回復を続けております。

データプロジェクターの販売は、米国及び中国などで好調のため、当社グループのプロジェクター用反射鏡及びフライアイレンズへの需要は増加しました。

特にフライアイレンズの受注が増加いたしましたが、歩留り向上で対応することができ、原価低減が進みました。輸出先の現地外注業者による研磨及び蒸着加工が軌道に乗るとともに、販売単価の適正化が進んだことも相まって、概ね、計画通り収益改善は進んでおります。

JAPAN 3D DEVICES株式会社が、平成26年7月31日に行ったミネベア株式会社を割当先とする第三者割当増資により、当社は、JAPAN 3D DEVICES株式会社株式の保有割合が減少したため、JAPAN 3D DEVICES株式会社を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社といたしました。JAPAN 3D DEVICES株式会社への知的財産権の現物出資により特別利益として持分変動利益70百万円が発生いたしました。

このほかに、平成22年6月26日定時株主総会特別決議に基づきストックオプションとして当社の取締役及び監査役並びに従業員等に付与した新株予約権の行使期間が平成26年6月30日で満了したことによる新株予約権戻入益18百万円、投資有価証券売却益43百万円などを特別利益に計上いたしました。

当社と投資事業有限責任組合が締結した当社子会社JAPAN 3D DEVICES株式会社に対する投資に係る契約の解除のための違約金75百万円を特別損失に計上いたしました。

フリット(ガラス粉末)について、新規事業として顧客獲得に注力し、多くの需要者から引き合いを受けておりますが、サンプル出荷から量産出荷への移行が想定より遅れているため、フリット生産設備について減損損失76百万円を特別損失に計しいたしました。

この結果、当期の連結業績は、売上高6,119百万円(前期比5.0%増)、経常利益135百万円(前連結会計年度の経常損失は412百万円)、当期純利益83百万円(前連結会計年度の当期純損失は378百万円)となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

光学事業は、プロジェクター用反射鏡、フライアイレンズ、デジタルシネマ用映写機の反射鏡などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は4,641百万円と前期と比べ731百万円(18.7%)の増収となり、セグメント利益(営業利益)は858百万円と前期と比べ647百万円(307.0%)の増益となりました。

プロジェクター用反射鏡は、販売数量が前期比で10.7%増加し、売上高は3.8%増加しました。

フライアイレンズは販売数量が前期比で29.4%増加し、売上高は40.7%増加しました。製品単価の適正化と円安によりUSドル建ての販売について円換算単価が上昇したことにより平均単価は上昇いたしました。フライアイレンズは、歩留り向上、研磨及び蒸着工程につき輸出先での外注による加工の比率が高まったことにより原価低減が進みました。

照明事業は、自動車用ヘッドレンズ・フォグレンズ、一般照明用ガラス 製品などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は662百万円と前期と比べ128百万円(16.2%)の減収となり、セグメント利益(営業利益)は90百万円と前期と比べ19百万円(28.0%)の増益となりました。LED照明向け製品の売上高は減少いたしました。自動車用ガラス製品は、ヘッドレンズ・フォグレンズの漸減傾向が続いておりますが、自動車インテリア用ガラス製品が増加したことで、販売数量が前期比で3.3%増加し、売上高は9.4%減少しました。

自動車用ガラス製品は、フライアイレンズと共用の電気溶融炉で生産しており、フライアイレンズの増産による固定費負担減により営業利益は増加しました。

上記以外の事業としてデンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラスなどの製造及び販売、紫外線照射装置に使われるエキシマランプの蒸着加工、ガラス偏光子、太陽光発電用ガラス部品などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は816百万円と前期と比べ310百万円(27.6%)の減収となり、セグメント損失(営業損失)は359百万円と前期と比べ64百万円(前期のセグメント損失は423百万円)の改善となりました。当期は、ガラ

ス製造プラントの受注がなかったため、減収となりました。プロジェクター向け偏光子からの撤退による固定費減などにより、営業損失は減少し改善いたしました。

当社は、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社 三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行をコ・アレンジャーとするシンジケートローンにより、平成27年3月31日に2,056百万円の長期借入金を実行いたしました。これは、平成24年3月30日に実行されたシンジケートローンにつき、返済期限である平成27年3月31日に2,111百万円の借入金返済を行うため、新規にシンジケートローンを組成し、資金調達したものであります。これにともない、シンジケートローンに関する財務制限条項抵触は解消されました。その他の財務制限条項を有する借入についても、契約変更により財務制限条項抵触を解消することで同意を得ております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、収益体質を一層堅固なものとするため「選択と集中」をキーワードとしながら①経営資源の最適配分、②既存事業の収益安定化、③新規事業の早期立ち上げを進めます。

①経営資源の最適配分

人材の活性化

活人化による人件費の削減は原価低減の大きな要因ですが、良品率の改善、重点管理費目のコスト削減も人材の活性化があって実現されたものです。改善活動による一人ひとりの意識の向上と活発な提案活動が原価低減に結びついており、引き続き取組みを続けます。今後は、間接業務に従事する従業員の比率の引下げや原価管理の仕組み整備のため、間接部門の人材の活性化を進めます。

・技術開発力の強化

従来の開発志向から、お客様のニーズから出発するニーズ・オリエンテッドな開発サイクルへの転換を進め、技術開発力の強化を図ります。

キャッシュの創出

収益性の向上を図るとともに、納期短縮によるたな卸資産の削減など運転資金の削減にも取り組みます。加えて、設備投資については、投資採算性判断を厳格に運用するとともに、設備投資総額を減価償却費の範囲内に納めることを基本として、フリー・キャッシュフローを創出します。

②既存事業の収益安定化

・営業面における選択と集中

取引先との関係強化により、新規ニーズの発掘、顧客の市場戦略に合わせた商品開発を行います。引き合いから試作・承認までのリードタイム短縮、生産平準化のための受注情報の精度向上など営業機能の充実を図ります。

・コスト競争力の強化のための更なる原価低減

加工ラインの集約・統合、標準作業・作業手順書の見直しと徹底、工程 レイアウトの再編成、生産現場の環境整備などによって更なる原価低減を 進めます。

当社の生産面でのコア・コンピタンスを見極め、当社グループ内で行うメリットの少ない工程については、輸出先の外注業者の利用などによる原価削減を進めます。

当社グループ内の各生産拠点について、立地条件に即した生産品目、業務、人員配置の見直しを進めることで、原価低減を進めます。

- ③新規事業の早期立ち上げ
- ・フリット(ガラス粉末)の黒字化

多様な顧客ニーズに対応することで製造及び販売を本格化し、早期の黒字化を図ります。

機能性薄膜事業の事業化

当社グループの薄膜技術を光学以外の分野に応用することで新商品を開発していきます。

・持分法適用関連会社であるJAPAN 3D DEVICES株式会社による薄板精密 成型ガラス事業への参入

他のガラスメーカーにはできない複雑な形状のガラス製HUD用凹面鏡の量産体制を早急に確立することで、今後のHUD用凹面鏡のガラス化転換に対応していきたいと考えています。

(3) 設備投資等及び資金調達等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資総額は507百万円であり、その主なものは新潟岡本株式会社における事務棟内装・ユーティリティ工事並びにJAPAN 3D DEVICES株式会社の工場新設であります。

設備の新設資金は、自己資金及び金融機関からの借入により賄いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

い。対注のもは重めてはい								
項	期	別	第66期 平成24年3月期	第67期 平成25年3月期	第68期 平成26年3月期	第69期 (当連結会計年度) 平成27年3月期		
売	上	高	5,599,511千円	5,201,667千円	5,827,057千円	6, 119, 756千円		
経 又は	常 利 経常損失	益 (△)	54,762千円	△303,024千円	△412,645千円	135,727千円		
	期 純 利 当期純損失		385, 383千円	△311, 191千円	△378,682千円	83,416千円		
	当たり当期糸 株当たり当期純技		24.17円	△19.51円	△23.74円	5. 23円		
総	資	産	6,901,746千円	6,982,659千円	6,595,071千円	6,100,152千円		
純	資	産	1,343,753千円	1,084,840千円	733,852千円	808,384千円		
1 株	当たり純	資 産	79.96円	63. 39円	40.87円	48.47円		

(ご参考) 当社単体の財産及び損益の状況

項	1	期別	第66期 平成24年3月期	第67期 平成25年3月期	第68期 平成26年3月期	第69期(当期) 平成27年3月期
売	上	高	5,532,981千円	5, 106, 581千円	5,733,321千円	5,991,538千円
経常	常損 失	(🛆)	△196,753千円	△511,088千円	△621,333千円	△93,337千円
	期 純 当期純損	利 益 失(△)	103, 187千円	△307,697千円	△365,030千円	127,319千円
1株	当たり当其 株当たり当期	用純利益	6.47円	△19. 29円	△22.89円	7.98円
総	資	産	6,278,587千円	6,211,452千円	5,990,432千円	5,515,543千円
純	資	産	1,182,002千円	905, 248千円	557,976千円	709,481千円
1 株	当たり紅	屯資産	72.53円	55.04円	32.80円	42.27円

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
台湾岡本硝子股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.00%	硝子製品販売
岡本光学科技股份有限公司	60,000千台湾ドル	100.00%	薄膜加工
新潟岡本硝子株式会社	10,000千円	100.00%	硝子製品製造
蘇州岡本貿易有限公司	1,650千中国元	100.00%	硝子製品販売

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載した4社、持分 法適用会社はTAPAN 3D DEVICES株式会社1社であります。

(6) 主要な事業セグメント

当社グループは特殊ガラス製品及び薄膜製品の製造販売を主体としており、プロジェクター用反射鏡、フライアイレンズ、デジタルシネマ用映写機の反射鏡などの製造販売を行う光学事業、自動車用ヘッドレンズ・フォグレンズ、一般照明用ガラス製品などの製造販売を行う照明事業等が主要なセグメントとなっております。

(7) 主要な営業所及び工場

当社本社及び工場 千葉県柏市

国内営業拠点 大阪営業所(大阪府吹田市)

海外営業拠点 台湾岡本硝子股份有限公司(台湾)、蘇州岡本貿易

有限公司(中国)

国内生産拠点 高田工場 (千葉県柏市)、新潟岡本硝子株式会社

(新潟県柏崎市)、JAPAN 3D DEVICES株式会社(新

潟県柏崎市)

海外生產拠点 岡本光学科技股份有限公司(台湾)

(8) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

従	業	員 数	前連結会計年度末比増減
		343名	1名減

(注) 従業員には、臨時従業員61名及び嘱託社員6名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

			借	入	설	t			借入金残高
東		京	東	信	用		金	庫	772,700千円
(株)		み	ず		ほ	\$	银	行	700,000千円
(株)	日	本	政	策	金	融	公	庫	648, 120千円
(株)	三	菱	東	京	U F	` J	銀	行	540,000千円
(株)		Ξ	井	住	友		銀	行	368,750千円
(株)		千		葉		銀		行	291, 250千円
(株)	商	エ	組	合	中	央	金	庫	156, 250千円
三	菱	U	F	J	IJ	_	ス	(株)	149, 594千円
柏		崎	信		用	4	金	庫	123, 595千円
興		銀	IJ		Ī	;	ス	(株)	92,688千円
三	井信	を友っ	ァイ	ナ	ンス	& 1	J — >	ス (株)	79,843千円
(株)		常		陽		銀		行	40,000千円
(株)		北		越		銀		行	4,000千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

(2) 株 主 数

(3) 上位10名の株主

15,949,831株(自己株式709株を除く。) 5,499名(前期比1,495名増)

株 主 名		持 株 数	持株比率
岡本興産有限会	社	4,996,880株	31. 33%
株式会社オハ	ラ	1,500,000株	9. 40%
有限会社オー・ジー・シ	_	1,066,400株	6.69%
岡本	毅	614,720株	3.85%
岡本硝子社員持株	숲	381,044株	2.39%
飯 田 政	行	265,700株	1. 67%
岡本	峻	263, 952株	1.65%
田 川 麻 利	子	246, 356株	1. 54%
日本証券金融株式会	社	242,000株	1. 52%
株式会社みずほ銀	行	140,000株	0.88%

(注) 持株比率は、自己株式(709株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において、会社役員が保有する新株予約権等の状況

平成25年6月29日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の数510個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式51,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ③ 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり82円
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び 資本組入額

発行価額1株当たり 82円

資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

5 新株予約権の行使期間平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、平成25年度から平成27年度までの中期経営計画の期間中に、辞任又は自己都合による退職によりその地位を喪失した場合、新株予約権の行使が制限される。

当社取締役会において、あらかじめ平成25年度、平成26年度、平成27年度の各事業年度における「連結売上高」及び「連結利益率」の目標値を定め、その目標値のいずれかを達成した場合に、当社取締役会があらかじめ定める行使可能な割合を限度として、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、 当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予 約権割当契約書」に定めるところによる。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得
 - 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する ものとする。
- ⑧ 当社役員の保有状況

			新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取	締	役	300個	30,000株	5名
監	查	役	90個	9,000株	3名

- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

地	位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況			
代表取	締役社	長	岡	本		毅	台湾岡本硝子股份有限公司 董事長、 岡本光学科技股份有限公司 董事長			
専 務	取 締	役	田	Ш	勝	彦	生産本部長			
常務	取 締	役	冏	部		裕	コーポレートサービス本部長、 経営企画室長			
取	締	役	高	橋		弘	要素技術開発本部長、 海洋・特機事業部長			
取	締	役	西	垣	慎	吾	営業本部長			
常勤	監査	役	佐々	木		卓				
監	查	役	亀	Щ		勝	経営戦略研究所参与			
監	查	役	芝		昭	彦	芝経営法律事務所代表、 フクダ電子株式会社社外監査役、 株式会社ベリサーブ社外取締役、 株式会社プリンスホテル社外監査役、 空港施設株式会社社外監査役、 株式会社みんなのウェディング社外取締 役			

- (注) 1. 監査役亀山勝及び芝昭彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2. 監査役亀山勝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 同証券取引所に届け出ております。
 - 3. 経営戦略研究所、フクダ電子株式会社、株式会社ベリサーブ、株式会社プリンスホテル、空港施設株式会社、株式会社みんなのウェディングと当社との間には特別な関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	三 分		支 給 人 数	支	給 額
取	締	役	7名		49,612千円
監(う	査 ち社外監査	役 役)	3名 (2名)	(12,417千円 4,432千円)
1	合 計	•	10名		62,029千円

- (注) 1. 役員報酬の限度額は、取締役年額80,000千円(平成13年6月29日定時株主総会決議)、監査役年額20,000千円(平成14年6月27日定時株主総会決議)であります。
 - 2. 取締役の支給額は、(注)1の限度額の範囲内で取締役会において決定した額から、業績に鑑み、代表取締役社長岡本毅は約3割を減額し、その他の取締役については約2割を減額した額を支給したものであります。
 - 3. 監査役の支給額は、(注)1の限度額の範囲内で監査役会において決定した額から、約1割を減額した額を支給したものであります。
 - 4. 上記の取締役及び監査役の報酬等の支給額には、ストックオプションによる

報酬額1,515千円が含まれております。

5. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 監査役 亀山 勝
 - 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人 等との関係

該当事項はありません。

- 2) 当事業年度における主な活動状況 定例取締役会のすべてに出席し、積極的に発言をしております。 監査役会のすべてに出席し、積極的に発言をしております。
- ② 監査役 芝 昭彦
 - 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人 等との関係

芝経営法律事務所の代表であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況 定例取締役会の約8割に出席し、積極的に発言をしております。 監査役会の約8割に出席し、積極的に発言をしております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、ガラス業界における専門的知識と幅広い知見を有した社外 取締役を選任すべく鋭意人選を進めてまいりました。しかしながら、適 任者を見つけるに至らず、当社が求める上記の知見等を有さない方を社 外取締役とすることは相当でないとの考えから本事業年度末日を迎えま した。その後も人選を進めた結果、この度、当社が求める上記の知見等 を有する中井日出海氏を社外取締役に迎えるべく第2号議案を本株主総 会にお諮りする運びとなりました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額(注1) 25,000千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,000千円
- (注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査 と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりません ので、上記①の金額にはこれらの合計値を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社子会社の台湾岡本硝子股份有限公司及び岡本光学科技股份有限公司は、会計事務所PricewaterhouseCoopersの監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当だと判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求します。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 業務運営の基本方針

当社は、法令を遵守し企業倫理を確立することの重要性を認識すると共に、継続的な企業成長を実現し長期的に株主価値を高めることを、経営上の最重要課題と位置づけます。そのために、株主、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を築き、経営の健全性、効率性、透明性を高め、意思決定の迅速化を図るために、コーポレート・ガバナンスを充実させていく所存であります。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制

内部統制委員会を設置し、内部統制システム全般の構築及び推進を行っております。

法令及び定款への適合(コンプライアンス)については、コーポレー

トサービス本部の法務・コンプライアンス部門が主管し、役職員教育等を行うこととしております。

また、社外監査役に取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を委任しております。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規 程に従って保存及び管理を行っております。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 内部統制委員会は、全社における損失の危機(リスク)について分 析・検討し、その防止策を提言することとしております。

内部監査部と会計士による内部監査により内部統制システムの検証を 行うと共に、リスクの早期発見に努めております。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定め られた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況 を監督するために、定例として月1回開催し、臨時として重要案件が発 生する都度開催しております。

代表取締役社長は取締役会の議長であり、取締役会を統轄すると共に、 取締役会の決議をもとに当社業務の全般を執行し執行役員を統轄管理し ております。

⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務 の適正を確保するための体制

岡本硝子グループとしての企業理念・行動指針・倫理規範を制定し、 当社グループとして尊重すべき価値観を共有しております。

当社からグループ会社へ取締役又は監査役を派遣し、当社と同水準の管理体制を維持しております。また、監査役及び内部監査部は、グループ会社を含めた監査を行っております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりません。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりません。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は監査役に次に定める事項を報告することとしています。

- 「1)毎月の経営状況として重要な事項、2)会社に著しい損害を及ぼす おそれのある事項、3)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、
- 4) 重大な法令・定款違反、5) その他コンプライアンス上重要な事項」 使用人は前記2) ないし5) に関する重大な事実を発見した場合は、監 査役に直接報告できるものとします。

監査役は、取締役会他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行 状況の報告を受けることができる体制をとっております。 ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧等により、取 締役の業務執行の状況を監督すると共に、内部監査部及び会計士と連携 し、各部門の業務執行の状況も監査しております。また、代表取締役社 長と監査役は定期的に懇談し、監査役制度の充実強化を図っております。 また、監査役は会計監査人との意見・情報の交換を行うことにより、効 果的効率的な監査を実施することに努めております。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。なお、平成27年4月28日開催の取締役会において、近年の社会状況に鑑み、次のとおりこれを改定することを決議いたしました。

① 業務運営の基本方針

当社は、法令を遵守し企業倫理を確立することの重要性を認識すると共に、継続的な企業成長を実現し長期的に株主価値を高めることを、経営上の最重要課題と位置づけます。そのために、株主、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を築き、経営の健全性、効率性、透明性を高め、意思決定の迅速化を図るために、コーポレート・ガバナンスを充実させていく所存であります。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制

内部統制委員会を設置し、内部統制システム全般の構築及び推進を行います。

法令及び定款への適合(コンプライアンス)については、コーポレートサービス本部の法務・コンプライアンス部門が主管し、役職員教育等を行うこととしております。

また、社外監査役により取締役の職務執行の適法性を確保するための 牽制を機能させます。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規 程に従って保存及び管理を行います。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会は、全社における損失の危機(リスク)について分析・検討し、その防止策を提言することとしております。

内部監査部による内部監査により内部統制システムの検証を行うと共に、リスクの早期発見に努めます。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定め られた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況 を監督するために、定例として月1回開催し、臨時として重要案件が発 生する都度開催することとしております。

代表取締役社長は取締役会の議長であり、取締役会を統轄すると共に、 取締役会の決議をもとに当社業務の全般を執行し執行役員を統轄管理い たします。

- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制
 - ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する 体制

当社は関係会社運営規程を定め、子会社が当社に報告すべき事項を定めます。子会社の取締役等は、文書によって又は当社グループの会議において当該事項を報告いたします。

イ 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の内部統制委員会は、重要な子会社の者を委員に加え、当社グループ全体の損失の危機について損失の危機(リスク)について分析・検討し、その防止策を提言いたします。

ウ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する ための体制

当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限、意思決定等の方法を定め、その体制を構築するようにいたします。

エ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループとしての企業理念・行動指針・倫理規範を制定し、当社グループとして尊重すべき価値観を共有いたします。

- オ その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 当社からグループ会社へ取締役又は監査役を派遣し、当社と同水準 の管理体制を維持することとしております。また、監査役及び内部監 査部は、グループ会社を含めた監査を行います。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。) を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上、適正に人員を配置い たします。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 補助使用人の業務は監査役の指揮・命令にて行われるものとし、その 人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮・命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底いたします。

- ⑩ 監査役への報告に関する体制
 - ア 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制 取締役は監査役に次に定める事項を報告することとしています。
 - 「1)毎月の経営状況として重要な事項、2)会社に著しい損害を及ぼす おそれのある事項、3)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、

4) 重大な法令・定款違反、5) その他コンプライアンス上重要な事項」 使用人は前記2) ないし5) に関する重大な事実を発見した場合は、監 査役に直接報告できるものとします。

監査役は、取締役会他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行 状況の報告を受けることができる体制をとります。

イ 子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をする ための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人等が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事実を発見した場合は、当社の監査役に直接報告できるものとします。

① 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人等に周知徹底いたします。

② 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求を行ったと きは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないことが証明された場 合を除き、速やかに当該費用を処理するものといたします。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧等により、取 締役の業務執行の状況を監督すると共に、内部監査部及び会計士と連携 し、各部門の業務執行の状況も監査しております。また、代表取締役社 長と監査役は定期的に懇談し、監査役制度の充実強化を図っております。 また、監査役は会計監査人との意見・情報の交換を行うことにより、効 果的効率的な監査を実施することに努めております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

イ 基本方針の内容の概要

21世紀は地球環境問題が大きく取り上げられる世紀と認識しております。当社は環境に優しい特性を持つガラスにより、地球環境を汚すこと無く、社会への貢献、事業の拡大発展を図る所存であります。古くて新しいガラスについて、既成概念にとらわれず、大企業では難しい、小回りの良さを生かした市場創造を目指します。会社は社員一人ひとりのことを考え、社員は常に何事にもチャレンジしていく活気あふれる会社を理想とします。

また、当社が持続的な成長を実現していくためには、従来型の発想・ 取組みに拘泥することなく、技術革新を核とした新たな需要、市場創造 等に積極的に挑戦していく姿勢が必要と考えます。 さらに、当社が株主の皆様に還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えております。

一方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。昨今行われた上場企業に対して対象会社の取締役会の事前の同意を得ることなく、対象会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為等に鑑みますと、十分な時間と情報が与えられない形で、大量買付者による買付がなされる事態も拡大してくるものと考えられます。

このようなリスクの高まりを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大量買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に取り組み、大量買付行為の提案是非を判断するためには、当社に対する大量買付行為の提案がなされていない現時点においてあらかじめ、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要不可欠であると判断しました。

ロ 会社の支配に関する基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に 関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図るために、当社グループは、平成26年度から平成28年度までの中期経営計画を平成26年5月に策定いたしました。ここで定めた基本方針の概要は、

- 1)活力ある社員力
 - 経営資源の「集中と選択」で強固な経営基盤作り
 - ・グループ間の全体最適化の追及
 - ・主体性の尊重と活気のみなぎる風土作り
- 2) より満足度の高い顧客対応力
 - ・国内外のお客様、パートナーからの信頼と満足を得る体制に刷新
 - 技術との連携でトータルソリューションを展開
 - バリューチェーンの最適化
- 3)技術継承力と技術革新力
 - ・オンリーワン、No1の独自技術力の向上
 - ・個々の技術力の向上を含め、組織としての技術力の向上
 - ・産学官との協働・提携による新技術の導入と新事業の展開 であります。この基本方針に基づき、当社グループはコア事業の深

耕と継続及び新規事業の育成と拡大を進めてまいります。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の 財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成19年5月31日開催の当社取締役会及び平成19年6月27日開催の当社第61回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的として事前警告型買収防衛策を導入し、また、平成20年6月28日開催の当社第62回定時株主総会においてその内容を一部修正し、その後も更新して本株主総会の終結時までこれを継続しております(以下これを「本プラン」といいます。)。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては当社ホームページ掲載のニュースリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」(平成21年5月28日)本文をご参照ください(参照URL http://www.ogc-jp.com/)。

<本プランの概要>

本プランでは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、 大量買付者に対して事前に大量買付行為に関する情報の提供を求め、 当社が大量買付行為についての評価・検討等を行う期間を確保した上 で、株主の皆様に当社経営陣の意見や代替案を提示する、あるいは大 量買付者との交渉等を行っていくための手続(以下「買付ルール」と いいます。)を定めています。

大量買付者が、これらの買付ルールに従わない場合及び買付ルール に従った大量買付行為であっても当社の企業価値・株主共同の利益を 著しく損なうものであると認められる場合は、当社取締役会は、大量 買付者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予 約権を、その時点でのすべての株主に対し、無償で割り当てます。

なお、当社取締役会は、この新株予約権無償割当ての決議に先立ち、 当社取締役会から独立した組織である特別委員会にその是非を諮問し、 その勧告を最大限尊重いたします。特別委員会の委員は、社外監査役、 弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通して いる者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等から選 任されるものとします。

本プランの有効期間は、本株主総会の終結時までとなっております。 なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本 プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点 で廃止されるものとしております。

また、当社取締役会は、本株主総会でご承認いただくことを条件として、本プランの有効期間満了後、本プランをさらに1年間継続することを決議いたしました。これにつきましては、「株主総会参考書類」に記載の第4号議案をご参照ください。

ハ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

前記ロ①に記載した中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、前記ロ②に記載した本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会の承認を得て導入されたものであること、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置の発動に先立ち必ず特別委員会に諮問することになっていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨て、比率その他については 四捨五入しております。)

— 21 **—**

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2, 024, 973	流動負債	1, 651, 835
現金及び預金	248, 525	支払手形及び買掛金	393, 241
受取手形及び売掛金	995, 156	短期借入金	143, 000
	,	1年内返済予定長期借入金 リ ー ス 債 務	588, 186
商品及び製品	312, 882	リ ー ス 債 務 未 払 金	96, 289 209, 552
仕 掛 品	296, 483	未払法人税等	33, 245
原材料及び貯蔵品	62, 781	未払消費税等	27, 058
未収消費税等	27, 787	繰延税金負債	64
そ の 他	86, 267	設 備 支 払 手 形	24, 325
		賞 与 引 当 金	56, 525
貸倒引当金	△4, 909	その他	80, 346
固定資産	4, 075, 179	固定負債	3, 639, 933
有 形 固 定 資 産	3, 508, 598	長期借入金リース債務	3, 235, 604
建物及び構築物	1, 432, 793	操延税金負債	104, 441 19, 853
機械装置及び運搬具	1, 013, 413	退職給付に係る負債	223, 921
		資 産 除 去 債 務	39, 425
工具器具備品	61, 013	そ の 他	16, 686
土 地	703, 014	負 債 合 計	5, 291, 768
リース資産	114, 925	(純資産の部)	
建設仮勘定	183, 437	株主資本	701, 964
 無形固定資産	18, 441	資本剰余金	1, 762, 390 1, 361
		利益剰余金	$\triangle 1,061,366$
ソフトウェア	13, 421	自己株式	△421
電話加入権	829	その他の包括利益累計額	71, 111
の れ ん	4, 190	その他有価証券評価差額金	39, 413
投資その他の資産	548, 139	繰延ヘッジ損益	131
投資有価証券	447, 988	為替換算調整勘定	42, 713
そ の 他	100, 150	退職給付に係る調整累計額 新株 予約権	$\triangle 11, 146$ 35, 308
	100, 100	新 株 予 約 権 純 資 産 合 計	808, 384
	6, 100, 152	負債・純資産合計	6, 100, 152
, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	0, 100, 102	天庆 作天庄日日	0, 100, 102

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

		(単位:十円)
科目	金	額
売 上 高		6, 119, 756
売 上 原 価		4, 669, 308
売 上 総 利 益		1, 450, 447
販売費及び一般管理費		1, 346, 795
営業利益		103, 651
営業外収益		
受 取 利 息	132	
受 取 配 当 金	5, 144	
助成金収入	95, 078	
為 替 差 益	92, 708	
業 務 受 託 料	31, 467	
そ の 他	17, 543	242, 075
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	74, 204	
シンジケートローン手数料	62, 582	
持分法による投資損失	63, 799	
そ の 他	9, 413	209, 999
経 常 利 益		135, 727
特別利益		
固定資産売却益	8, 408	
国庫補助金受贈益	9, 985	
投資有価証券売却益	43, 967	
持分変動 利益	70, 488	
新株予約権戻入益	18, 924	151, 775
特別損失	45.000	
固定資産除却損 固定資産売却損	15, 092	
固定資産売却損 損 損 失	779 76, 720	
固定資産圧縮損	3, 511	
解約違約金	75, 500	171, 603
税金等調整前当期純利益	,	115, 899
法人税、住民税及び事業税	34, 107	,
法 人 税 等 調 整 額	△313	33, 794
少数株主損益調整前当期純利益		82, 105
少数株主損失		1, 311
当期純利益		83, 416
		55, 410

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

			株	主	資		本			
	資	本	金	資本剰余金	利益剰	余金	自	己杉	朱式	株主資本合計
当期首残高		1, 762	, 390	1, 361	△1, 1	66, 180			△391	597, 179
会計方針の変更に よる累積的影響額					:	21, 397				21, 397
会計方針の変更を 反映した当期首残高		1, 762	, 390	1, 361	△1, 1	44, 783			△391	618, 577
当期変動額										
自己株式の取得			_	_					△30	△30
当期純利益			_	_		83, 416			_	83, 416
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			_	_		_			_	_
当期変動額合計			_	_		83, 416			△30	83, 386
当期末残高		1,762	, 390	1, 361	△1,0	61, 366			△421	701, 964

		その他の	の包括利益					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新 株 予約権	少数株主 持 分	純資産合計
当期首残高	37, 152	_	22, 069	△4, 593	54, 629	34, 882	47, 160	733, 852
会計方針の変更に よる累積的影響額								21, 397
会計方針の変更を 反映した当期首残高	37, 152	_	22, 069	△4, 593	54, 629	34, 882	47, 160	755, 250
当期変動額								
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_		△30
当期純利益	_	_	_	_	_	_		83, 416
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2, 260	131	20, 643	△6, 552	16, 482	425	△47, 160	△30, 252
当期変動額合計	2, 260	131	20, 643	△6, 552	16, 482	425	△47, 160	53, 134
当期末残高	39, 413	131	42, 713	△11, 146	71, 111	35, 308		808, 384

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社 (海外) 岡本光学科技股份有限公司 蘇州岡本貿易有限公司 台湾岡本硝子股份有限公司 (国内) 新潟岡本硝子株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 1社 (国内) JAPAN 3D DEVICES株式会社 平成26年4月14日にTAPAN 3D DEVICES株式会社を設立し、連結の範囲に含 めましたが、平成26年7月31日に同社が行ったミネベア株式会社を割当先とす る第三者割当増資により、当社の保有割合が減少したため、それ以降は持分 法適用の会社としております。

- (3) 会計方針等
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時 価 の あ る も の ……… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価

差額は全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定)

時 価 の な い も の ……… 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品 …… 当社及び国内連結子会社

移動平均法による原価法(収益性の低下によ

る簿価切下げの方法)

在外連結子会社

移動平均法による低価法

貯 蔵 品 ……… 最終什入原価法(収益性の低下による簿価切下

げの方法)

③固定資産の減価償却の方法

有 形 周 定 資 産 ………… 当社及び国内連結子会社

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建 物 (建物附属設備を除く) については定額法 によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりでありま

建物

7年~35年

機械装置及び運搬具 3年~9年

在外連結子会社

定額法

無 形 固 定 資 産 ………… 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、 社内における利用可能期間 (5年) に基づく

定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産 ·····・・・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリ ース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度 開始前の所有権移転外ファイナンス・リース 取引については、通常の賃貸借取引に係る方 法に進じた会計処理によっております。

④引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 ………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 ………… 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10~15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~15年)により定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当 処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段 …… 為替予約取引 ヘッジ対象 …… 外貨建営業債権

(ハ)ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(二)ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、輸出取引実績に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(7)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生の実態に基づいて償却期間を見積り、3年間の 均等償却を行っております。

- ⑧その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。
 - 連結納税制度を適用しております。

(4)会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下 「退職給付会計基準」という。) 及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」と いう。) を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲 げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の 計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定 式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に 基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映 した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過 的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤 務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結 果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が21,397千円減少し、利益剰余 金が21.397千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益 及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,481千円増加しております。なお、1株 当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 …… 6,900,317千円
- (2) 圧縮記帳 …… 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額 は、建物及び構築物252,760千円、機械装置及び運搬具411,862 千円、工具器具備品69.655千円、計734.278千円であります。

(3) 担保に供している資産 …	建	物	1, 103, 208十円
	機材	或装置	544,056千円
	土	地	703,014千円
		計	2,350,279千円
(上記に対応する債務)			
短期借入金			139,000千円
1年内返済予定長期借入金			539,831千円
長期借入金			3,120,364千円
計			3,799,195千円
(4) 手形遡求債務等			

受取手形割引高 90.138千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用 途	種類
	フリット(ガフス粉末)用 生産設備	機械装置及び運搬具 工具器具備品 リース資産

(減損損失の認識に至った経緯)

フリット(ガラス粉末)について、新規事業として顧客獲得に注力し、多くの需要者から引き合いを受けておりますが、サンプル出荷から量産出荷への移行が想定より遅れております。このため、フリット生産設備の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の金額)

機械装置及び運搬具	62,332千円
工具器具備品	4,508千円
リース資産	9,879千円
計	76.720千円

(資産のグルーピングの方法)

事業の種類別セグメントを基準として資産のグルーピングを行っております。 (回収可能価額の算定方法)

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、上記の資産 については将来キャッシュフローが見込まれないため、備忘価額により算定して おります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式……………… 15,950,540株

5. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金は銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 また、海外輸出取引から生じた営業債権の一部が外貨建てであり、こうした外貨 建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に、業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、製品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

長期借入金は、設備投資及び運転資金に係る資金調達です。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引のみであり、為替予約についてのリスク管理方針に従い、担当部門が実需の範囲内で決裁者の承認を得て実行しております。契約先は信用度の高い国内の銀行であり実質的な信用リスクはないものと判断しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、外貨建ての輸出の大半について、取引先との間で定期的に為替の変動に応じた外貨建て注文単価の見直しをしておりますが、売掛債権回収までのタイムラグによる為替変動リスクが残っております。

借入金については、変動金利のものがありますが、日本円TIBORまたは短期 プライムレートに連動したものとなっております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状態 等を把握しております。

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレートサービス本部が資金繰計画 を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

設備投資の決定では、投資の採算性だけでなく、資金繰りへの影響も考慮しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を 織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動 することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち32.1%が特定の顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照ください。)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	248, 525	248, 525	_
(2) 受取手形及び売掛金	995, 156	995, 156	_
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	_	_	_
② その他有価証券	124, 505	124, 505	_
資産合計	1, 368, 187	1, 368, 187	_
(1) 支払手形及び買掛金	393, 241	393, 241	_
(2) 短期借入金	143, 000	143, 000	_
(3) 長期借入金	3, 823, 791	3, 812, 318	△11, 472
(4) リース債務	200, 731	195, 587	△5, 144
負債合計	4, 560, 764	4, 544, 147	△16, 616

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似している ことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、主に市場価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似している ことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5, 612

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

				(十四・111)
	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	248, 525	_	_	_
受取手形及び売掛金	995, 156	_	_	_
投資有価証券				
満期保有目的の債券	_	_	_	
その他有価証券のうち 満期のあるもの	_	_	_	_
合計	1, 243, 682	_	_	

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
長期借入金	588, 186	602, 267	527, 489	507, 556	1, 399, 362	198, 928
リース債務	96, 289	55, 070	42, 496	6, 874	_	_
合計	684, 476	657, 338	569, 986	514, 431	1, 399, 362	198, 928

6. 1株当たり情報に関する注記

 1 株当たり純資産額 ……
 48円47銭

 1 株当たり当期純利益 ……
 5円23銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。この結果、当連結会計年度末の1株当たり純資産額が1.50円、当連結会計年度の1株当たり当期純利益が0.16円それぞれ増加しております。

貸 借 対 照 表 (平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

		T.	(単位:十円)
科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2, 070, 383	流動負債	1, 615, 826
現金及び預金	164, 308	支 払 手 形	153, 074
受 取 手 形	29, 634	買 掛 金	411, 065
売 掛 金	944, 036	短期借入金	216, 253
商品及び製品	233, 166	1年内返済予定長期借入金	513, 823
仕 掛 品	242, 286	賞与引当金	43, 867
原材料及び貯蔵品	40, 758	リース債務	56, 891
前払費用	15, 437	繰延税金負債	64
未収消費税等	27, 935	未 払 金	151, 097
短期貸付金	665, 438	未払費用	26, 227
その他 貸倒引当金	30, 290	未払法人税等	10, 060
	△322, 909		
┃ 固 定 資 産 ┃ 有形固定資産	3, 445, 160 2, 811, 861		3, 518
有形回足貝度 建 物	1, 103, 536	その他	29, 883
構 築 物	5, 758	固定負債	3, 190, 235
機械及び装置	674, 358	長期借入金	2, 888, 178
車両運搬具	8, 714	リース債務	93, 214
工具器具備品	47, 181	退職給付引当金	185, 001
土 地	703, 014	繰 延 税 金 負 債	10, 522
リース資産	95, 067	そ の 他	13, 317
建設仮勘定	174, 229	負 債 合 計	4, 806, 062
無形固定資産	14, 062	(純資産の部)	
ソフトウェア	13, 232	株 主 資 本	634, 628
電 話 加 入 権	829	資 本 金	1, 762, 390
投資その他の資産	619, 237	資本剰余金	1, 361
投資有価証券	130, 117	資 本 準 備 金	1, 361
関係会社株式	374, 509	利 益 剰 余 金	△1, 128, 702
関係会社出資金	22, 149	その他利益剰余金	$\triangle 1, 128, 702$
出資金	50, 340	繰越利益剰余金	$\triangle 1, 128, 702$
保険積立金	21, 863	自己株式	△421
そ の 他	20, 257	評価・換算差額等	39, 544
		その他有価証券評価差額金	39, 413
		繰延ヘッジ損益	131
		新株予約権	35, 308
		純 資 産 合 計	709, 481
多 产 A +1	5, 515, 543		5, 515, 543
(注) 記載会類は千円		負債・純資産合計 マで表示しております	0, 010, 043

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

			(単位:千円)
科	1	金	額
売 上 高			5, 991, 538
売 上 原 価	i		4, 971, 979
売 上 総 利 益			1, 019, 558
販売費及び一般管理費			1, 173, 276
営 業 損 失			153, 718
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	25, 733	
受 取 配 当		5, 124	
技 術 指 導	料	16, 864	
助 成 金 収		191	
為 差	益	101, 029	
業 務 受 託		27, 197	
その	他	18, 082	194, 223
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	64, 869	
シンジケートローン		62, 582	
その	他	6, 390	133, 842
経 常 損 失			93, 337
特別利益			
固定資産売	却益	7, 072	
国庫補助金受	贈益	9, 985	
投資有価証券売		43, 967	
	入益	319,000	200 050
新株予約権戻	入 益	18, 924	398, 950
特別損失		14 040	
固定資産除	却損	14, 843	
減 損 損 固定資産圧	失嫁場	76, 720	
	縮損	3, 511	170 574
	· 金 利 益	75, 500	170, 574
税 引 前 当 期 純 法人税、住民税及び		7 710	135, 039
当期 純 利	事 耒 悦 益	7, 719	7, 719 127, 319
日 期 祀 利	玴		127, 319

⁽注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

			141-	→ <i>∀⁄™</i>			
			株	主	本		
		資本乗	射 余 金	利益乗	利 余 金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金 計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本 計
			亩 訂	繰越利益	台 訂		
当期首残高	1, 762, 390	1, 361	1, 361	△1, 277, 419	△1, 277, 419	△391	485, 940
会計方針の変更に よる累積的影響額				21, 397	21, 397		21, 397
会計方針の変更を 反映した当期首残高	1, 762, 390	1, 361	1, 361	△1, 256, 022	△1, 256, 022	△391	507, 338
当期変動額							
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△30	△30
当期純利益	_	_	_	127, 319	127, 319	_	127, 319
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			_	_	_	_	_
当期変動額合計				127, 319	127, 319	△30	127, 289
当期末残高	1, 762, 390	1, 361	1, 361	△1, 128, 702	△1, 128, 702	△421	634, 628

	彭	平価・換算差額等	等		
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	37, 152		37, 152	34, 882	557, 976
会計方針の変更に よる累積的影響額					21, 397
会計方針の変更を 反映した当期首残高	37, 152		37, 152	34, 882	579, 374
当期変動額					
自己株式の取得	_	_	_	_	△30
当期純利益	_	_	_	_	127, 319
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2, 260	131	2, 391	425	2, 817
当期変動額合計	2, 260	131	2, 391	425	130, 107
当期末残高	39, 413	131	39, 544	35, 308	709, 481

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式 ……… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時 価 の あ る も の ……… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価

差額は全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定)

時 価 の な い も の ……… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品 …… 移動平均法による原価法 (収益性の低下による

簿価切下げの方法)

貯 蔵 品 ……… 最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下

げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物

(建物附属設備を除く) については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7~35年 機械及び装置 3~9年

無形固定資産…… 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社

内における利用可能期間(5年)に基づく定額

法によっております。

リース資産 ……… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る

リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度 開始前の所有権移転外ファイナンス・リース 取引については、通常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 ……… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘

案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 ……… 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込 額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金 ……… 従業員の退職給付に備えるため、当期末におけ る退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ

き、当期末に発生している額を計上しておりま

す。

なお、数理計算上の差異は、各期の発生時の従 業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期か ら費用処理することとしております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及 び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取 扱いが連結計算書類と異なっております。貸借 対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の 差異及び未認識過去勤務費用を加減した額か ら、年期資産の額を控除した額を退職給付引当 金に計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処 理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段 …… 為替予約取引

ヘッジ対象 …… 外貨建営業債権

(ハ)ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしており ます。

(二)ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、既に輸出した実績に基づくものであり、実行の可能 性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(7)会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下 「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」と いう。) を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲 げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算 方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基 準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づ く割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した 単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が21,397千円減少し、繰越利益剰余金が21,397千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,481千円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短 期 金 銭 債 権······ 691,393千円 短 期 金 銭 債 務····· 336,662千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 …… 5,389,866千円
- (3) 圧縮記帳 …… 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額 は、建物82,327千円、機械及び装置292,632千円、工具器具備 品59,149千円、計434,110千円であります。
- (4) 担保に供している資産 … 建 物

923, 267千円

機械及び装置 370,029千円 土 地 703,014千円

計 1,996,311千円

(上記に対応する債務)

短期借入金 139,000千円 1年內返済予定長期借入金 493,823千円 長期借入金 2,868,178千円 計 3,501,001千円

上記の他、被担保債務として関係会社の金融機関からの借入金148,600千円があります。

(5) 保証債務及び手形溯求債務等

新潟岡本硝子㈱

(金融機関からの借入金に対する債務保証)

421,789千円

(リース債務に対する債務保証)

50,625千円 計 472,414千円

受取手形割引高 ………… 90,138千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引 売 上 高 ………………… 31,357千円

当期製品製造原価 …… 1,476,726千円

販売費及び一般管理費 …… 7,691千円

営業取引以外の取引 …… 73,479千円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用 途	種類
木社丁場 (千葉県)	フリット(ガフス粉末)用 生産設備	機械及び装置 工具器具備品 リース資産

(減損損失の認識に至った経緯)

フリット(ガラス粉末)について、新規事業として顧客獲得に注力し、多くの需要者から引き合いを受けておりますが、サンプル出荷から量産出荷への移行が想定より遅れております。このため、フリット生産設備の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の金額)

機械及び装置	62,332千円
工具器具備品	4,508千円
リース資産	9,879千円
計	76,720千円

(資産のグルーピングの方法)

事業の種類別セグメントを基準として資産のグルーピングを行っております。 (回収可能価額の算定方法)

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、上記の資産 については将来キャッシュフローが見込まれないため、備忘価額により算定して おります。

709株

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数 普通株式

担休式

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

你是儿亚貝庄	
賞与引当金損金算入限度超過額	14,401千円
未払事業税否認	2,414千円
たな卸資産評価損	28,571千円
未払事業所税否認	3,636千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	59,311千円
関係会社株式評価損否認	42,412千円
関係会社出資金評価損否認	2,729千円
投資有価証券評価損否認	11,166千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	130,775千円
ゴルフ会員権評価損否認	1,987千円
減損損失	93,797千円
減価償却損金算入限度超過額	23,324千円
繰越欠損金	837,746千円
その他	2,029千円
小計	1,254,304千円
評価性引当額	△1,254,304千円
差引	一千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	10,522千円
繰延ヘッジ損益	64千円
繰延税金負債合計	10,587千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している蒸着製品製造設備・ガラス製品製造設備の一部、営業車輌、フォークリフト及び事務機器の一部があります。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス リース取引は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

			取得価額相当額	減価償却累計額相 当 額	期末残高相当額
構	築	物	23, 284千円	20,913千円	2,371千円
	計		23,284千円	20,913千円	2,371千円

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2,371千円
1年超	-千円
計	2,371千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

 支払リース料
 2,587千円

 減価償却費相当額
 2,587千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等 (単位:千円)

							. 1 1 3/
種類	会社等の 名 称	議 決 権 等 の所有割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社 (当該 子会社	岡本光学 科技股份 有限公司	所有 直接 70% 間接 30%	商品の仕入 資金の借入 利息の支払	商品の購入(注1) 資金の借入 利息の支払	44, 415 — 1, 740	短期借入金	6, 262 68, 953
子会社を含む)	台湾岡本硝子股份有限公司	所有 直接 100%	資金の借入 利息の支払	資金の借入 利息の支払	761	短期借入金	8, 300 —
	新潟岡本 硝子株式 会社	所有 直接 100%	同社製品の仕入 技術指導	部品の購入(注1) 技術指導料の受取	1, 425, 968 12, 000	買掛金	250, 578 —
			資金の返済	貸付資金の回収	395, 000	短期貸付金	665, 000
			利息の受取	利息の受取	25, 694	_	_
			債務保証 被物上保証	債務保証(注2) 当社の銀行借入金	472, 414 499, 520	<u> </u>	_
			IX IX II YING	に対する建物の担 保提供(注3)	100,020		
	JAPAN 3D DEVICES株		業務受託	受託料収入		その他の流動 資産	6, 515
	式会社	26. 43%	当社製品の販売	製品の販売	25, 017	売掛金	8, 991

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
 - 2 当社は新潟岡本硝子株式会社の銀行借入及びリース債務に対して債務保証を行っております。 なお、保証料は受領しておりません。
 - 3 新潟岡本硝子株式会社は当社の銀行借入残高499,520千円に対して同社所有の 建物を担保提供しております。 なお、保証料の支払いはありません。
- 8. 1株当たり情報に関する注記

 1 株当たり純資産額
 42円27銭

 1 株当たり当期純利益
 7円98銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。この結果、当事業年度末の1株当たり純資産額が1.50円、当事業年度の1株当たり当期純利益が0.16円それぞれ増加しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

岡本硝子株式会社 取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 正一郎 ⑪ 業務執行社員 公認会計士 松 本 正一郎 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡本硝子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

岡本硝子株式会社取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 正一郎 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡本硝子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書が作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者所した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に関する監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方 針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思 疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役 会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状 況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲 覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしま した。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定 款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確 保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項 に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整 備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等か らその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説 明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施 行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取 締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加 えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及 び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書に ついて検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月28日

岡本硝子株式会社 監査役会 常勤監査役 佐々木 卓 印 監 査 役 亀 山 勝 印 監 査 役 芝 昭 彦 卵

(注) 監査役亀山勝及び芝昭彦の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条 第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される 役割を十分に発揮できるよう、第31条(取締役の責任免除)及び第41 条(監査役の責任免除)を規定しております。今般、会社法第427条の 改正により責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大 されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても 期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第31条第2項及び第41 条第2項を変更するものであります。なお、第31条の変更につきまし ては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

し、その賠償責任の限度額は、法令が

定める最低責任限度額とする。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

賠償責任の限度額は、法令が定める最

低責任限度額とする。

行 変 現 定 款 更 案 (取締役の責任免除) (取締役の責任免除) 第31条 第31条 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外取締役との間に、同法 定により、取締役(業務執行取締役で 第423 条第1項の賠償責任を限定する あるものを除く。) との間に、同法第 契約を締結することができる。ただ 423 条第1項の賠償責任を限定する契 し、その賠償責任の限度額は、法令が 約を締結することができる。ただし、 定める最低責任限度額とする。 その賠償責任の限度額は、法令が定め る最低責任限度額とする。 (監査役の責任免除) (監査役の責任免除) 第41条 第41条 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外監査役との間に、同法 定により、監査役との間に、同法第423 第423 条第1項の賠償責任を限定する 条第1項の賠償責任を限定する契約を 契約を締結することができる。ただ 締結することができる。ただし、その

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員(5名)は、任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るために、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当 社 式 株 式 数
1	^{おか、もと} つよし 岡 本 毅 (昭和30年7月11日生)	昭和55年4月 平成7年6月 平成7年12月 平成8年1月 平成8年1月 平成13年8月 平成13年8月 平成23年3月 平成23年3月 平成24年2月 警察庁入庁 ・ 当社代表取締役社長(現任) ・ 台湾岡本硝子股份有限公司董事長 を兼務(現任) ・ 当社営業本部長 ・ 当社営業本部長	株 614, 720
2	た がわ かつ ひこ 田 川 勝 彦 (昭和27年5月15日生)	昭和52年4月 三晃印刷株式会社入社 株式会社ギフコ営業第二部部長 平成2年5月 クニメディア株式会社専務取締役 当社入社 営業本部照明営業部長 営業本部照明営業部長兼フライア イ推進室長 執行役員営業本部副本部長兼照明営業部長兼光学営業部長兼フライアイ推進室長 執行役員営業本部長兼照明営業部長 平成18年4月 取締役営業本部長兼照明営業部長 取締役営業本部長兼照明営業部長 取締役営業本部長兼照明営業部長 取締役性産本部長 下成21年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年7月 専務取締役生産本部長 専務取締役生産本部長 (現任)	株 4,700

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		当社における地位及び担当 びに重要な兼職の状況	所有する 当 社 式 数
3	あ べ ^{ゆたか} 阿 部 裕 (昭和25年 6 月23日生)	昭和49年4月 平成6年10月 平成12年3月 平成14年5月 平成20年12月 平成21年4月 平成22年1月 平成22年7月 平成23年7月 平成23年7月 平成24年12月	株式会社ヒダン常務取締役経営企画本部長田園都市株式会社常務取締役財経本部長当社入社上級執行役員コーポレートサービス部長上級執行役員コーポレートサービス部長大級執行役員コーポレートサービス本部長兼財務経理部長兼経営企画新役コーポレートサービス本部長兼財務経理部長兼原価管理室長常務取締役コーポレートサービス本部長兼財務経理部長兼原価管理を見ている事務を発出のより、	株 4,300
4	たか はし ひろし 高 橋 弘 (昭和28年1月1日生)	昭和50年3月 平成9年1月 平成13年3月 平成16年4月 平成17年7月 平成17年7月 平成23年6月 平成24年12月 平成26年6月		25, 600

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当 社 式 株 式 数
5	にし がき しん ご 西 垣 慎 吾 (昭和35年3月22日生)	昭和53年4月 株式会社関西設備工業入社 昭和62年4月 大阪岡本硝子株式会社入社 平成15年7月 当社営業本部大阪営業部次長 平成19年4月 上級執行役員大阪分社大阪営業部長 平成23年7月 上級執行役員大阪分社長 平成25年1月 上級執行役員営業本部長 平成25年6月 取締役営業本部長(現任)	株 18,700
6	※ ^{さい とう とも ゆき} <i>齋 藤 朋 之</i> (昭和22年2月24日生)	昭和40年4月 陸上自衛隊第一空挺団入隊 平成2年2月 当社入社 平成9年1月 取締役総務部長 取結2年2月 取締役管理本部長 平成14年4月 取締役管理本部長 常務取締役コーポレートサービス 本部、営業本部、大阪分社統括 平成17年4月 新潟岡本硝子株式会社代表取締役 社長、当社取締役を兼務 平成26年4月 JAPAN 3D DEVICES株式会社代表取 締役社長(現任) 平成26年5月 新潟岡本硝子株式会社代表取締役 社長を退任 平成26年6月 当社取締役を退任	株 27, 800
7	※ なかい ひ で み 中 井 日 出 海 (昭和28年12月6日生)	昭和53年4月 日本板硝子株式会社入社 昭和59年8月 ワシントン大学大学院修士課程修 了 平成20年6月 日本板硝子株式会社退社 弁理士登録 日の出特許&技術コンサルティン グ事務所代表(現任)	休 0

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 齋藤朋之氏が代表取締役社長を務めているJAPAN 3D DEVICES株式会社は、当社との間で製品の販売・加工等の取引関係があります。それ以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成27年3月31日現在のものであります。
 - 4. 中井日出海氏は社外取締役候補者であります。
 - 5. 中井日出海氏は、長年にわたりガラスメーカーに在籍され、またその後も技術コンサルタントとして活動されており、ガラス業界における幅広い知識及び経験を有しております。この知識及び経験を当社の経営に生かしていただくために社外取締役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- 6. 当社は中井日出海氏の選任が原案どおり承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 7. 齋藤朋之氏が取締役に選任された場合、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする予定であります。また、中井日出海氏が取締役に選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員(3名)は、任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ておりま す。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	さ さ ^き た ^く 佐 々 木 卓 (昭和28年9月5日生)	昭和48年4月 三和銀行(現三菱東京UFJ銀行) 入行 平成11年10月 UFJ銀行(現三菱東京UFJ銀行)港 区南地区営業部長 平成15年9月 株式会社昭和真空 総務部長 平成18年2月 中央青山監査法人コンサルタント 平成19年8月 太陽ASG監査法人コンサルタント 平成21年7月 当社事業推進室嘱託 平成22年1月 当社経営企画室嘱託 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	2,800
2	かめ やま まさる 亀 山 勝 (昭和19年2月12日生)	昭和42年4月 中小企業金融公庫入庫 平成10年3月 中小企業金融公庫大阪支店長 平成12年4月 経営戦略研究所理事就任 平成14年7月 当社社外監查役(兼務) 平成16年6月 経営戦略研究所代表 平成22年4月 経営戦略研究所参与(現任)	株 100
3	しば あき ひこ 芝 昭 彦 (昭和42年3月30日生)	平成3年4月 警察庁入庁	株 800

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 各監査役候補者の所有する当社の株式数は、平成27年3月31日現在のものであります。
 - 3. 亀山勝氏及び芝昭彦氏は社外監査役候補者であります。
 - 4. 亀山勝氏は、長年にわたり金融機関に在籍され、またその後も経営コンサルタントとして活動されており、経営に関する幅広い知識及び経験を当社の監査に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - 5. 芝昭彦氏は、弁護士として高い実績をあげられており、企業法務に関する専門的な知識及び経験を当社の監査に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - 6. 亀山勝氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、12年11ヶ月であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
 - 7. 芝昭彦氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、4年であります。なお、当社は同氏の選任が原案どおり承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 8. 当社は、監査役候補者亀山勝氏及び芝昭彦氏との間で、会社法第427 条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約を締結しております。当該契約において、会社法第425条第 1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度として おります。本総会において監査役候補者亀山勝氏及び芝昭彦氏の再任 が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、監査役 候補者佐々木卓氏の再任が承認された場合、第1号議案「定款一部変 更の件」の承認可決を条件として、同様の契約を締結する予定であり ます。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継 続の件

当社は、平成19年6月27日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、平成20年6月28日開催の当社第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上でその内容を一部修正し、その後も更新して本株主総会の終結時までこれを継続しております(以下これを「本プラン」といいます。)。

その後も、当社取締役会(以下「取締役会」といいます。)は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして本プランについて検討を行ってまいりました。その結果、本年もこれを同一内容で継続することとし、これにつき株主の皆様のご承認をいただこうとするものであります。

1. 提案の理由

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、「事業報告」6.(2)に記載のとおりであります。この基本方針に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(本プラン)を継続するものであります。

2. 提案の内容

(1) 本プランに基づく対抗措置の発動

次のア若しくはイに該当する行為又はこれらに類似する行為(ただし、取締役会があらかじめ承認したものを除きます。次の(2)以降で「大量買付」といいます。)がなされ又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ア 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に 規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとし ます。)について保有者(金融商品取引法第27条の23第3項に基づき 保有者に含まれる者をいいます。以下同じとします。)の株券等保有 割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割 合をいいます。以下同じとします。)が20%以上となる買付
- イ 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に 規定される株券等をいいます。以下イにおいて同じとします。)について公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)及びその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者(取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買

付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。 以下同じとします。)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開 買付け

- (2) 大量買付者に対する情報提供の要求等
 - ア 大量買付を行う買付者(以下「大量買付者」といいます。)には、その実行に先立ち、当社に対して大量買付者の買付内容の検討のために必要な情報及び大量買付者が大量買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

具体的には、買付説明書には以下の事項を記載していただきます。

- (ア) 大量買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地、設立準拠法、 代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的及び事業の内容並びに 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概 要
- (4) 大量買付行為の概要(目的となる株券等の種類及び数並びに大量買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡又は重要提案行為等を行うこと等の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)
- (ウ) 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び買付説明書提 出後60日間における大量買付者の当社の株券等の保有状況
- (エ) 下記に述べる買付ルールを遵守する旨の誓約
- イ 大量買付者には、上記の買付説明書を提出いただいた場合には、 以下の手順に従い、取締役会に対して、大量買付行為に対する当社 の株主の皆様のご判断及び取締役会の評価・検討等のために必要か つ十分な情報(以下「大量買付情報」といいます。)を提供していた だきます。
- ウ 取締役会は上記の買付説明書受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリストを上記ア(ア)の国内連絡先宛に発送しますので、大量買付者には、取締役会に対して、かかるリストに従って十分な情報を提供していただきます。提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として上記リストの一部に含まれるものとします。
 - (ア) 大量買付者に関する事項

大量買付者及びそのグループ (大量買付者の大株主又は大口出資者 (所有株式数又は出資割合上位10名)、共同保有者、特別関係者及び大量買付者がファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細 (具体的名称、経歴又は沿革、会社又は団体の

目的、事業内容、資本金の額、発行済株式の総数、役員等の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況等及び直近2事業年度の財務状態及び経営成績その他の経理の状況並びに過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反の有無及びその内容を含みます。)

- (イ) 大量買付行為の具体的内容
 - ① 大量買付行為の目的(買付説明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の後に当社の株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。)
 - ② 大量買付行為の買付対価の内容(現金の場合は金額及び通貨 の種類(円貨以外の場合は金額算定に使用した換算レートを含 みます。)、現金以外の場合には、種類、数、価額、内容等(有 価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の発行者の状 況並びに当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び 金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率 及び金銭の額)を記載していただきます。)、買付価格の算定の 基礎及び経緯(算定の基礎については、算定の前提となる事実 及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に 係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及 びその算定根拠等を具体的に記載し、当該買付価格が時価と異 なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合に は、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の 種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の 内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、 算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名 称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに 至った経緯を具体的に記載していただきます。)
 - ③ 大量買付行為に際しての、第三者との間における意思疎通 (買付説明書提出日以後に当社の株券等の買付を共同して行う旨 の契約その他の合意又は取決めを含みます。)が存する場合には、 その相手方及び内容
 - ④ 大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
 - ⑤ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する借入契約、 担保契約、売り戻し契約、売買の予約その他第三者との間の重

要な契約又は取決め(以下「担保契約」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- ⑥ 大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の 株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意 の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三 者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となってい る株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合 意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画、組織再編成、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑧ 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、 大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の 行使方針並びにそれらの理由、長期的な資本提携を目的とする 政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合 又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並 びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ① 大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある 場合には、その理由及びその内容
- ① 大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、地域社会等の利害関係者の処遇方針
- ② 大量買付者が当社及び当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、大量買付行為の完了後におけるわが国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ③ その他取締役会が必要と認めた事項

上記のリストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断及び取締役会の評価、検討等のためには不十分であると取締役会が客観的合理的に判断する場合には、取締役会が別途請求

する追加の情報を大量買付者から提出していただきます。

なお、買付説明書が提出された事実及び大量買付者から提出された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

また、取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了 したと客観的合理的に判断する場合には、その旨を大量買付者に対 して通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、 速やかに株主の皆様に公表いたします。

(3) 買付内容の検討、大量買付者との交渉

ア 取締役会による検討作業

取締役会は、大量買付者に対して情報提供完了通知を行った後、 取締役会による大量買付情報の評価・検討、大量買付行為に関する 意見形成、代替案の作成等を行います。また、取締役会は、株主の 皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、従業員、地域関係 者等からも必要に応じて意見を聴取します。

そのための期間として、当該大量買付行為の内容に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める期間(いずれの場合も初日不算入とします。以下「取締役会評価期間」といいます。)を設定します。大量買付者は、この取締役会評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

(ア) 対価を現金(円貨)のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には60日

(イ) その他の大量買付行為の場合には90日

また、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付内容を改善するために、取締役会は、必要に応じ、直接又は間接に大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、取締役会は、取締役会評価期間内に上記の評価・検討、 大量買付行為に関する取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、最長30日間(ただし、初日不算入とします。)の範囲内で、取締役会評価期間を延長することができるものとします。取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及びその期間が必要とされる理由について、直ちに株主の皆様に公表します。

イ 情報開示

取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の買付 内容、大量買付者の買付内容に対する取締役会の意見、取締役会か ら提示した代替案の概要その他取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と取締役会が判断した情報を除き、 株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

- (4) 取締役会における判断
 - ア 取締役会が本プランを発動する場合の条件
 - (7) 大量買付者が買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合 大量買付者が上記(2)及び(3)に定める手続き等(以下「買付ル ール」といいます。)に従わずに大量買付行為を行い又は行おうと する場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問 わず、取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共 同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対 抗措置(その具体的内容については、下記(5)をご参照ください。) を講じることができるものとします。
 - (4) 大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行う場合 大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行お うとする場合には、取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反 対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆 様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当 該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者によ る大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、 当該大量買付行為に関する大量買付情報及びそれに対する取締役 会の意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。 ただし、大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行い 又は行おうとする場合であっても、次のとおり当社の企業価値・ 株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、 取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ るために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、 下記(5)をご参照ください。)を講じることがあります。
 - ① 次に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白 に侵害するおそれのある買付である場合
 - (a) 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取 りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような場合
 - (c) 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の担保や弁 済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一

時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇 の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- ② 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を 当社に与えることなく行われる買付である場合
- ④ 必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤ 買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法 の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、 買付後における当社の取引先、従業員、地域関係者等に対する 対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不 適切な買付である場合

(5) 対抗措置の内容

取締役会は、上記において講じることができることとされる対抗措置として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします(割り当てられる新株予約権の概要については別紙1をご参照ください。)。

(6) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

ア 特別委員会の設置

買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。なお、特別委員会の委員につきましては別紙2に記載の3氏を予定しております。

イ 対抗措置発動の手続

取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び 公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この

諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

なお、取締役会は、特別委員会に対する上記諮問の他、大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

ウ 発動した対抗措置の中止又は撤回

取締役会が上記イ記載の手続に従って対抗措置を発動した場合で あっても、大量買付者が大量買付行為を中止若しくは撤回した場合 又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に 変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上 という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考 えられる状況に至った場合には、取締役会は、当該対抗措置を維持 することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、 必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中 止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基 づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、取締役 会に対して勧告を行います。取締役会は、対抗措置を維持するか否 かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。 上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、取締役会が当社の企業価 値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持す ることが相当でないと判断するに至った場合には、取締役会はその 決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨 を開示いたします。

エ 特別委員会に対するその他の諮問

取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して取締役会が代替案を提示する場合、その他取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

なお、取締役会が取締役会評価期間の延長を決議するに当たって は、取締役会は、期間延長及び延長される期間の是非について、あ らかじめ特別委員会に対して諮問するものとし、特別委員会は、こ の諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、取締役会に対して当該期間延長及び延長される期間の是非について勧告を行います。取締役会は、取締役会評価期間を延長するか否か及び延長される期間の判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更についての株主の皆様の意思の尊重

本プランの有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会の終結時までとします。ただし、本プランは、本株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件として導入されるものであり、本株主総会において、本プランについて出席株主の皆様の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本プランは導入されません。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、基本方針に反しない範囲又は会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更若しくは解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上、本プランを変更することがあります。当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の場合には変更内容その他取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

- 3. 本プランの合理性について
 - (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(i企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、ii事前開示・株主意思の原則、ii必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入 されること

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを条件として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるもので

す。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数の同意を得て可決されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、本プランの有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会の終結時までであり、その時点で取締役会は更に本プランを継続するか否かを定めるものとします。また、その有効期間の満了前であっても取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。したがいまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗 措置が発動されないように設定されており、取締役会における恣意的 な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防ぐための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。したがいまして、当社の取締役の定員の状況等も含めて、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)を意図したものではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当ては行われません。 したがいまして、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有 する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な 影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響 取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て決 議を行った場合には、別途定める基準日における最終の株主名簿に記 載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような 対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主 及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希 釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化 は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないこ とから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権 利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定して おりません。

なお、取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記に記載の手続等に従い取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生ずることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

以上

割り当てられる新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当て

当社取締役会は、下記(1)又は(2)の場合速やかに、下記2.に定める内容の新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを決議し、本新株予約権の割当てのための基準日(以下「割当期日」といいます。)を定めます。

- (1) 大量買付者が出現する可能性のある公開買付けが開始された場合。
- (2)「株券等買付日」(大量買付者が出現した旨を当社が何らかの方法により公表した最初の日をいいます。以下同じ。)が生じた場合。

ただし、取締役会が、買付提案者から提出された必要情報を検討した結果、 当該買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断 した後、当該検討の対象となった買付提案の条件に基づいて、速やかに、当 該公開買付けが開始・実行され又は当該株券等買付日が生じたものである場 合を除きます。

公開買付けが開始されたことにより割当期日が定められた場合において、 公開買付期間が延長されたときは、取締役会により、法令で許容される限り において、いったん定められた割当期日が変更される場合があり、また、本 新株予約権の無償割当てが行われる前に当該公開買付けが終了し又は撤回され、これにより買収者が出現しなかったときは、法令で許容される限りにお いて、本新株予約権の無償割当ては中止されます。

2. 本新株予約権の主な内容

本新株予約権の主な内容は以下のとおりです。なお、取締役会は、かかる本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことがあります。

(1) 割当対象株主

割当期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主は、その保有する 当社普通株式1株(ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。)に つき、本新株予約権1個を割り当てられる権利を有するものとします。

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個につき、下記(4)に記載する行使価格を対価として、原則として当社普通株式1株を取得することができるものとします。ただし、取締役会は、本新株予約権の発行決議に際し、授権枠の範囲内で、本新株予約権行使の目的となる当社普通株式の数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができます。

(3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 発行される当社普通株式1株当たり1円とします。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、2ヶ月以内で、本新株予約権の割当て決議 において取締役会が定める期間とします。

(6) 本新株予約権の行使条件

下記3.に定めるとおりとします。

(7) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を他に譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

(8) 当社による本新株予約権の取得条項等

当社は、取締役会が別に定める日において、下記3.の行使条件により新株予約権の行使をすることができる者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、株券等買付日が到来していることを条件とします。大量買付者が実質的に保有する本新株予約権は、いかなる場合においても行使できないものとします。当社は、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者に自己が大量買付者ではないこと及び本新株予約権を大量買付者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求めることができるものとします。上記の確認又は資料の提出がなされない場合には、当社は当該本新株予約権の保有者を大量買付者であるとみなすことができます。

本新株予約権を有する者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付者に対して譲渡する旨合意しているときは、当社は、当該新株予約権の実質的な保有者を大量買付者であるとみなすことができます。本新株予約権の割当を受けた株主が、割当日現在において保有する株式を大量買付者に対して譲渡したとき又は譲渡する旨合意したときは、当社は、当該株式に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき株式について、大量買付者に対する譲渡が合意されたものとみなすことができます。

本プランの規定に違反して譲渡された本新株予約権は、行使することができないものとします。

4. その他の事項

本プランに定める事項のほか、本新株予約権無償割当てに関して法令上必要とされる事項は、取締役会において定めます。

DJ F

特別委員会委員候補者の氏名及び略歴

氏 名 金田 晃 (かねだ あきら)

略 歴 昭和38年3月 広島国税局を経て東京国税局管内の各署を歴任

昭和62年2月 行政書士業を開業(平成8年4月まで)

税理士業を開業

平成18年5月 新潟岡本硝子株式会社監査役 (現任)

平成20年7月 税理士法人あゆみ所長(現任)

氏 名 亀山勝(かめやままさる)

略 歷 昭和42年4月 中小企業金融公庫入庫

平成10年3月 中小企業金融公庫大阪支店長

平成12年4月 経営戦略研究所理事

平成14年7月 当社社外監査役(現任)

平成16年6月 経営戦略研究所代表

平成22年4月 経営戦略研究所参与(現任)

氏 名 芝 昭彦(しば あきひこ)

略 歷 平成3年4月 警察庁入庁

平成16年10月 弁護士(第二東京弁護士会所属)登録

国広総合法律事務所

平成22年4月 芝経営法律事務所代表 (現任)

平成22年5月 フクダ電子株式会社監査役(現任)

平成22年6月 株式会社ベリサーブ取締役(現任)

株式会社プリンスホテル監査役(現任)

平成23年6月 当社社外監査役(現任)

平成25年6月 空港施設株式会社監査役(現任)

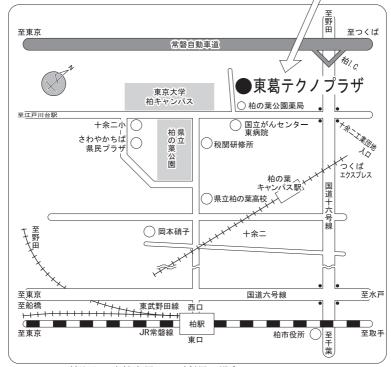
平成25年12月 株式会社みんなのウェディング取締役(現任)

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉県柏市柏の葉5-4-6 東葛テクノプラザ1階多目的ホール

電話 04 (7133) 0139



- ■柏駅より当社専用バスご利用の場合
- ・JR常磐線、千代田線、東武野田線柏駅下車、西口りそな 銀行前に待機の午前9時20分発の当社専用バスをご利用 ください。(駅より約25分) ■路線バスご利用の場合
- ・柏駅西口から東武バス2番乗場より
- 「国立がん研究センター」行の終点で下車(駅より約25分)
- ・つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅西口から東武バ ス「江戸川台駅東口(国立がん研究センター経由)」及 び「流山おおたかの森駅東口」行の「国立がん研究セン ター」で下車(駅より約11分)
- ・東武野田線江戸川台駅東口から東武バス「柏の葉キャン パス駅西口 (国立がん研究センター経由)」行の「国立 がん研究センター」で下車(駅より約10分)
 - ※ いずれの路線も、「国立がん研究センター」で下車後、 徒歩約5分です。また、各路線とも便が少ないため、 余裕をもってお越しください。
- ■お車ご利用の場合
- 国道16号線
- 十余二工業団地入口より車で約3分
- ・常磐自動車道柏I.C.より車で約5分